



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

302	指定障害児通所支援事業者の指定	（障害福祉課）..... 1
303	〃	（ 〃 ）..... 2
304	〃	（ 〃 ）..... 2
305	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	（ 〃 ）..... 2
306	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（ 〃 ）..... 2
307	〃	（ 〃 ）..... 3
308	〃	（ 〃 ）..... 3
309	〃	（ 〃 ）..... 3
310	〃	（ 〃 ）..... 3
311	〃	（ 〃 ）..... 4
312	指定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）..... 4
313	指定自立支援医療機関の指定の辞退	（こころの健康推進課）..... 4
314	指定自立支援医療機関の変更	（ 〃 ）..... 4
315	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）..... 5
316	〃	（ 〃 ）..... 6
317	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	（ 〃 ）..... 7
318	小田井土地改良区の役員の退任	（農業農村整備課）..... 9
319	紀の川土地改良区連合の役員の就任	（ 〃 ）..... 10
320	都市計画の変更	（都市政策課）..... 10
321	人事監察管理システム更新委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（警察本部）..... 10

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）..... 12
入札公告	（警察本部）..... 13

告 示

和歌山県告示第302号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日

3050400 013	KIDS ROOM STAR	有田市箕島26-5 2 F	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	株式会社JOAN S TAR	有田市箕島26-5	令和 7. 4. 1
----------------	----------------	------------------	--------------------------	-------------------	-----------	---------------

和歌山県告示第303号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3050400 039	あっぷぐれーど kids	有田郡湯浅町別所5 9-24	放課後等デイサ ービス	アップグレード 株式会社	有田郡湯浅町別所59 -24	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第304号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3050400 021	カラフルプロッ サム	有田郡湯浅町湯浅1 838-8	放課後等デイサ ービス	一般社団法人Sm ileスマレ会	有田郡有田川町長田 288番地	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第305号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
阪越信雄	心臓血管外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和 7. 3. 31
阪本朋彦	心臓血管外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和 7. 3. 31
奴田絢也	消化器科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和 7. 3. 31

和歌山県告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011310 210	ヘルパーステー ションはな	伊都郡かつらぎ町 丁ノ町403-3	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ビッグ プラネット	伊都郡かつらぎ町 丁ノ町403-3	令和 6. 8. 1

和歌山県告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011800 178	きのかわ共同作 業所	岩出市根来1557	就労移行支援 就労定着支援	社会福祉法人き のかわ福祉会	岩出市東坂本6-1	令和 7. 3. 31

和歌山県告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012520 080	ホームヘルプは 一とふれんど	東牟婁郡串本町田 原700	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	社会福祉法人和 歌山県福祉事業 団	西牟婁郡上富田町 岩田2456-1	令和 7. 3. 31

和歌山県告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012520 056	NP0法人あいら んど	東牟婁郡串本町二 色505番地1	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活動 法人あいらんど	東牟婁郡串本町二 色371番地の3	令和 7. 3. 31

和歌山県告示第310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日

3012250 670	ホームヘルパー つくし	西牟婁郡上富田町 岩田2707-3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	一般社団法人ぼ くらの家	西牟婁郡白浜町才 野4-4	令和 7. 4. 1
----------------	----------------	----------------------	------------------------	-----------------	------------------	---------------

和歌山県告示第311号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012250 829	ケアサポートか なで	田辺市神島台12-13 スペースルーム2 05号	重度訪問介護	合同会社connec t	田辺市神島台18-6	令和 7. 4. 10

和歌山県告示第312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010500 019	ワークメイト切 目	日高郡印南町西 ノ地2447	就労継続支援 A型	特定なし	株式会社ワー クメイト	日高郡印南町印 南1741-1	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第313号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
丸笹外科内科	西牟婁郡白浜町日置981	丸笹崇	令和 7. 3. 7

和歌山県告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日

和歌山県障害児者サポートセンター	和歌山市毛見1437-218	医療機関の名称	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害児者サポートセンター	令和 6.4.1
------------------	----------------	---------	----------------------	------------------	----------

和歌山県告示第315号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市田屋138番地
氏名又は名称 株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県岩出市根来1706-1
名称 株式会社松源 岩出センター
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和7年4月11日から同年5月2日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間(時間)	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量(m³/日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm³)
第2号イ (01-25～27)	3	65枚/分	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m³/日)	汚水等 の処理 方式	設置年 月日又 は使用 開始予 定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
						区分	汚水等 の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm³)

排水 処理 設備	RC・ 鋼板 製	W20 × L10 × H8.0	140	凝 集 加 圧 浮 上 / 膜 分 離 活 性 汚 泥 / 液 中 膜 分 離 方 式	許可後	通常	処理前	132	4	800	400	440	36	12	120	0	
							処理後	132	6.5-7.5	25	12	8	20	2	4	10以下	
							最大	処理前	140	4	1,000	500	550	45	15	150	0
								処理後	140	6-8	30	15	10	25	3	5	10以下
浄化 槽	FRP製	W11 × L3.1 × H3.3	19	担 体 流 動 浮 上 ろ 過	平成31 年2月 10日	通常	処理前	15	6-8	180	100	180	40	5	25	2,000	
							処理後	15	6.5-7.5	18	40	12	35	5	25	200	
							最大	処理前	19	6-8	200	120	200	45	8	30	3,000
								処理後	19	6-8	20	50	15	40	8	30	300

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区 分	汚水等 の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群 (個/cm³)
排水口 No. 1	通常	147	6.5-7.5	25	12	8	20	2	4	10以下
	最大	159	6.0-8.0	30	15	10	25	3	5	10以下
雨水排水口 No. 1	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第316号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県紀の川市桃山町調月1758番地の18
氏名又は名称 社会福祉法人桃の木会 理事長 楠見隆功
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月1758番地の18
名称 障害福祉サービス事業 マルワック
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年4月11日から同年5月2日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部環境衛生課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月日	1日当 たりの 使用時間 (時間)	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等 の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm³)
第67号 洗浄施設 (NCP60-12)	1	1,800 kg/hr	許可後	8:00- 17:00	通常	55	5.8-8.6	180	120	80	15	8	30	-
					最大	80	8-10	200	150	80	20	10	50	-

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	汚水等 の処理 方式	設置年 月日又は 使用 開始予 定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 ($\text{個}/\text{cm}^3$)	
洗濯 廃水 処理 装置	鉄筋 コン クリ ート 製	W13.0 × L9.0 × H6.65	400	接 触 曝 気 方 式	平成7 年8月	通常	処理前	259	8-9	180	120	80	15	8	30	3000 以下
							処理後	259	7-8	40	40	40	3	2	20	3000 以下
						最大	処理前	364	8-10	200	150	80	20	10	50	3000 以下
							処理後	364	5.8-8.6	50	50	50	6	4	30	3000 以下
浄化 槽	鉄筋 コン クリ ート 製	W13.0 × L2.5 × H3.45	16	接 触 曝 気 方 式	平成7 年9月	通常	処理前	12	6-7	200	250	100	3	3	10	無数
							処理後	12	6-7	50	50	60	3	3	10	3000 以下
						最大	処理前	16	6-7	200	250	100	3	3	10	無数
							処理後	16	5.8-8.6	60	60	70	3	3	10	3000 以下

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等 の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群 (個/cm³)
排水口 No. 1	通常	271.5	5.8-8.6	41	41	41	3	2	19	3000 以下
	最大	381	5.8-8.6	51	51	51	6	4	30	3000 以下

和歌山県告示第317号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市田屋138番地
氏名又は名称 株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県岩出市根来1706-1
名称 株式会社松源 岩出センター
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和7年4月11日から同年5月2日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月日	1日当 たりの 使用時間 (時間)	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等 の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm³)
第2号イ (01-3)	1	70回/分	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-6)	1	250回/分	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-11)	1	2,000kg/時	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-12)	1	440kg/時	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-13)	1	1,450kg/時	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-14)	1	4,200パック/時	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0

第2号イ (01-16～20)	5	65枚/分	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	2.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-21)	1	300カット/分	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-22)	1	320回/分	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-23, 24)	1	320回/分	許可後	15	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	0.5	4	1,000	500	550	45	15	150	0

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	汚水等 の処理 方式	設置年 月日又は使用 開始予 定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 ($\text{個}/\text{cm}^3$)	
排水 処理 設備	RC・ 鋼板 製	W20 × L10 × H8.0	140	凝 集 加 圧 浮 上 / 膜 分 離 活 性 汚 泥 / 液 中 膜 分 離 方 式	許可後	通常	処理前	132	4	800	400	440	36	12	120	0
							処理後	132	6.5-7.5	25	12	8	20	2	4	10以下
						最大	処理前	140	4	1,000	500	550	45	15	150	0
							処理後	140	6-8	30	15	10	25	3	5	10以下
浄化 槽	FRP製	W11 × L3.1 × H3.3	19	担 体 流 動 浮 上 ろ 過	平成31 年2月 10日	通常	処理前	15	6-8	180	100	180	40	5	25	2,000
							処理後	15	6.5-7.5	18	40	12	35	5	25	200
						最大	処理前	19	6-8	200	120	200	45	8	30	3,000
							処理後	19	6-8	20	50	15	40	8	30	300

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm³)
排水口 No. 1	通常	147	6.5-7.5	25	12	8	20	2	4	10以下
	最大	159	6.0-8.0	30	15	10	25	3	5	10以下
雨水排水口 No. 1	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年4月11日

退任した役員（令和7年1月15日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 林秀行 紀の川市古和田256番地

和歌山県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第19項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員（令和7年2月28日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 辻朗文 和歌山市永穂235番地

和歌山県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

那智勝浦都市計画道路（3・6・10 号神角入船小坂線）

那智勝浦都市計画道路（3・5・14 号勝浦湯川駅前線）

那智勝浦都市計画道路（3・5・5 号勝浦臨海線）

2 都市計画を変更する土地の区域

削除した部分

和歌山県那智勝浦町大字湯川、大字二河

和歌山県太地町大字太地字夏山

変更した部分

和歌山県那智勝浦町大字勝浦、大字北浜一丁目、大字北浜二丁目、大字北浜三丁目

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第321号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、人事監察管理システム更新委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

人事監察管理システム更新委託業務

(2) 調達役務の内容

人事監察管理システム更新委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア WEB方式のサーバシステムを構築又は更新した実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

- (6) 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

ケ 申請者にシステム構築及び更新体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）に掲げるイからカまでの申請書類に代えることができる。

- (3) (1) に掲げるア、イ、カ、キ、ク及びケの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和7年4月11日（金）から同年5月23日（金）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年4月11日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年4月11日（金）から同月23日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年4月11日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、令和7年4月11日（金）から同年5月1日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年4月11日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の(1)に掲げるウ、オ及びキの申請書類については、令和7年5月1日（木）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。
- なお、郵送による場合は、令和7年5月1日（木）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。
- 5 資格審査申請書類の交付の場所
- 警務課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0110
メールアドレス e8003003@pref.wakayama.lg.jp
- 6 資格審査の結果通知
- 資格審査の結果は、郵送により令和7年5月14日（水）までに通知するものとする。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和7年5月20日（火）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年5月23日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

かつらぎ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画道路（3・6・11号大谷連絡線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入 札 公 告

人事監察管理システム更新委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年4月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度

(2) 調達役務の名称及び数量

人事監察管理システム更新委託業務 一式

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）までの間。ただし、本運用開始日は令和8年3月1日（日）とする。

(4) 調達役務の内容

人事監察管理システム更新委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第321号に規定する人事監察管理システム更新委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0110

メールアドレス e8003003@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和7年4月11日（金）から同年5月23日（金）午後5時まで。ただし、（1）の場所での備付けは、令和7年4月11日（金）から同年5月23日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年4月11日（金）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の（1）の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和7年4月11日（金）から同月30日（水）までの間に警務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和7年5月26日（月） 午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年5月23日（金）午後5時までに警務課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、令和7年5月23日（金）午前9時から同月26日（月）午前9時45分までに行うこと。

- (2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Wakayama Prefectural Police Personnel Inspection Management System

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Monday 26 May 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Friday 23 May 2025, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m.

Friday 23 May 2025 to 9:45 a.m. Monday 26 May 2025)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8003003@pref.wakayama.lg.jp